

事務連絡
令和8年3月30日

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課 御中
高等教育局学生支援課
総合教育政策局生涯学習推進課

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

「自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関するガイドライン」
の周知について（依頼）

自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和7年法律第64号）により改正された自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）において、地方公共団体は、法第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成される協議会を置くことができるとされ、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、地方公共団体が協議会を設置及び運営する際の基本的な考え方を別添1のとおり取りまとめましたので、都道府県・市区町村の教育委員会等に対して、御周知いただくとともに、各地方公共団体におけるこどもの自殺対策において、教育委員会や学校等とこども政策担当部局等との間で、一層の連携強化が図られるようお取り計らい願います。

なお、都道府県及び指定都市こども政策担当部局に対しては、「自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関するガイドラインの策定について（通知）」（令和8年3月30日付けこ支総第124号こども家庭庁支援局長通知）により、別途周知を行っていることを申し添えます（別添2）。

【添付資料】

- 別添1 自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関するガイドライン
- 別添2 「自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関するガイドラインの策定について（通知）」（令和8年3月30日付けこ支総第124号こども家庭庁支援局長通知）